

札幌市 ICT 活用工事（土工）要領 新旧対照表

(改定後) 令和6年11月版一部改定	(旧) 令和6年4月版	備考
	札幌市ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））要領 第１条 ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））について １ 受注者は、ＩＣＴ活用施工の希望有無を、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者へ提案・協議を「様式 実施協議書」を用いて行い、協議が整った場合に下記２～６によりＩＣＴ活用施工を行うことができる。 （以下、ＩＣＴ活用施工を行う場合） ２ 原則、実施するＩＣＴ工種について、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。 ３ 受注者はＩＣＴを活用し、切削オーバーレイ工事または路面切削工事について以下の施工プロセス①～⑤の施工を実施する。また、施工プロセス①～⑤は、原則、選択施工とする。各施工プロセスを実施する上で必要な技術基準等は、国の実施要領に準拠するものとする。なお、現場の環境条件により、各施工プロセスにおいてＩＣＴ活用による施工が困難な場合は、施工可能な一部範囲の施工ができるものとする。 ①３次元起工測量 受注者は、交通規制を削減し、３次元測量データを取得するため、下記１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面（管理測点）及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとする。 １）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ２）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ３）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 ②３次元設計データ作成 受注者は、設計図書や施工プロセス①で得られた測量データ等を用いて、施工指示に用いる３次元設計データを作成する。ただし、下記の施工プロセス③もしくは④を実施しない場合は、３次元設計データを作成しない。 ③ＩＣＴ建設機械による施工（施工管理システム） 施工プロセス②で作成した３次元設計データを用い、下記１）に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施する。 １）３次元位置を用いた施工管理システム 施工中の路面切削機の作業装置位置及び切削深さ（高さ）をリアルタイムに計測・記録する機能を有するＩＣＴ建設機械。 切削深さの計測、記録方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。	工事担当部局による個別の要領に移行することから、廃止するものとする

札幌市 ICT 活用工事（土工）要領 新旧対照表

[illegible]